

「こどもっと KOBE」ロゴマーク等の使用に関する要綱

令和5年3月 日

神戸市市長室長・こども家庭局長決定

(目的)

第1条 この要綱は「こどもっと KOBE」のロゴマーク及び、それに付随するキャラクター、ステートメント（以下「ロゴマーク等」という）の使用について必要な事項を定めるものとする。

2 ロゴマーク等の使用にあたっては、本要綱の全てに合意する必要がある、ロゴマーク等を使用した際には、本要綱の内容を遵守することに同意したものとみなす。

(用語の定義)

第2条 本要綱においては、以下のとおり用語を定義する。

- (1) ロゴマーク 別紙1から3ページに含まれる文字とイラストを組み合わせたもの
- (2) ステートメント 別紙4ページに含まれる文字列
- (3) キャラクター 別紙5から7ページに含まれるイラスト
- (4) 使用者 ロゴマーク等を使用する者
- (5) マニュアル 別に定める「こどもっと KOBE ログマニュアル」

(ロゴマーク等の形状)

第3条 使用できるロゴマーク等は別紙のとおりとする。

(ロゴマーク等に関する権利)

第4条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、神戸市（以下「市」という。）に帰属する。

(使用目的)

第5条 ロゴマーク等は市の切れ目ない子育て支援施策をより効果的に発信し、「子育てに優しいまち」というイメージを醸成し、また向上させるために作成されたものであり、使用者は目的に沿って、ロゴマーク等を使用しなければならない。

2 使用者はロゴマーク等の使用にあたり、マニュアルを遵守しなければならない。

3 ロゴマーク等は、次の各号のいずれかに該当する場合には使用を認めないものとする。

- (1) 市の信用、品位またはイメージを害すると認められる場合
- (2) 法令、または公序良俗に反する場合
- (3) 宗教性、政治性が高い活動に伴って使用する場合

- (4) 神戸市が特定の子育て手法等を推薦または推奨しているように誤認させる恐れがあると認められる場合
- (5) 暴力的、性的に過激な表現や差別的表現を伴う場合
- (6) 特定の企業の商品等の宣伝など営利を目的としていると認められる場合
- (7) 第三者の権利を侵害すると認められる場合
- (8) マニュアルを遵守しない場合
- (9) その他、市長が適切でないとした場合

(使用の停止)

第6条 市長は前条第3項各号に該当すると認める場合には、ロゴマーク等を使用している者に対し、ロゴマーク等の使用の停止を指示することができる。

(経費等の負担)

第7条 市はロゴマーク等の使用に対する対価は徴収しない。

2 市はロゴマーク等を使用した者に対し、その使用に関する経費または役務を一切負担しない。

(損害賠償)

第8条 使用者はロゴマーク等の使用に関し、市または第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

2 ロゴマーク等の使用により使用者に損害が生じた場合において、市は一切の責任を負わない。

3 市は使用者に事前の告知なく、ロゴマーク等について変更または廃止できるものとする。

附則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。